

平成25年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	老人デイサービスセンター月潟		
管理者名	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会	指定期間	平成24年4月1日 ~ 平成27年3月31日
担当課	南区 健康福祉課		
所在地	区名	南区	住所
			南区月潟1417番地
根拠法令	老人福祉法		
設置条例	新潟市老人デイサービスセンター条例		
施設概要	敷地面積6769.26 m ² , 建築面積1215.00 m ² , 延床面積531.06 m ² 建物構造・主な施設内用（構成施設の内容） 鉄筋コンクリート造平屋建		

施設設置目的
<p>老人の健康な心身の保持と安定した生活の維持を図るため、老人福祉法第15条第2項の規定に基づき、老人デイサービスセンターを設置する。</p>
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p>【基本的理念】</p> <p>(1) 老人デイサービスセンターは、要介護状態になった高齢者に対して、自立的生活の助長・利用者の社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした通所施設であるという設置理念に基づき、管理運営を行う。</p> <p>(2) 公の施設であることを認識し、市民の平等利用が確保されるように公平な管理運営を行う。</p> <p>(3) 効果的・効率的な管理運営を行い、経費の削減に努める。</p> <p>(4) 利用者や地域住民の意見を管理運営に反映させる。</p> <p>(5) 利用者からの苦情を解決する体制を取り、サービスの向上に努める。</p> <p>(6) 近隣住民や他の組織、事業者と良好な関係を維持する。</p> <p>(7) 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行う。</p> <p>(8) 個人情報の保護の徹底し、その取扱いを適正に行える体制を整える。</p> <p>(9) 法令等の遵守。</p> <p>【基本的法令等】</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）</p> <p>(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）</p> <p>(4) 新潟市老人デイサービスセンター条例（平成6年新潟市条例第23号）</p> <p>(5) 新潟市老人デイサービスセンター条例施行規則（平成6年新潟市規則第38号）</p> <p>(6) 新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）</p> <p>(7) その他管理運営に適用される法令・規定</p>

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	低所得者対策の実施の有無	社会福祉法人減免事業の実施の有無	利用者に対する福祉減免対象者が1名	A	実施されており適正に運用されている。
	苦情・要望に対する対応	・対応マニュアル等の有無 ・1週間以内に対応	対応マニュアル有・苦情対応実施H25年度苦情件数1件。すぐに対応して家族へ謝罪。職場内で研修を行う。	A	苦情対応を適切に期間内に心がけ実施している。
財 務	※公設民営、介護報酬で運営されているため、委託料なし				
業 務	事件・事故発生時の対応の適切さ	・対応マニュアル等の有無 ・避難訓練等の実施年に2回以上	・対応マニュアル有 ・職員の避難訓練実施	A	対応マニュアル有、避難訓練実施、災害時等の備えもやっている。
	業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守	各項目とも実施	A	実施されている。
	個人情報保護の徹底	・対応マニュアル等の有無 ・個人情報保護の遵守	・対応マニュアル有 ・個人情報保護の研修を行い、徹底を図った。	A	個人情報の取り扱いマニュアルも整備され適正に運用遵守されている。
	管理運営者としての適切さ	行政機関からの指導監査等における指摘事項の有無。	H25 指導監査なし	A	行政機関からの指導監査等なし
人 材	適正な人員配置	国で規定する職員数を配置している。	・平成25年10月に定員増(30名)を行った。規定された職員数を配置した。	A	規定された職員を配置している。
	職員の資質向上の取組み	技能・技術を維持向上するための研修の実施	・自主的に研修を開催。また、外部への研修も積極的に参加した。	A	介護・看護知識、技術を向上させるため外部・内部研修を計画的に実施している。

【評価基準】

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

- ・地域住民の方々の「ふくしの相談場所」として、位置づけられています。また、立地的にも地域の方々や教育関係機関とのつながりが取れやすく顔の見える関係を保つことができます。
- ・地域の方々の利用者だけでなく、他地域や他区からも利用者を受け入れて、柔軟な対応を行っています。
- ・職員の資質向上が課題となっています。統一したサービスが行えるように職場内の研修を行っていきたいと思います。

所管課による総合評価(所見)

介護保険通所介護事業所として、質の高いサービスを提供している。
低所得者対策も実施しており利用しやすい施設運営につとめている。
またコスト意識を持ち、経費削減にも積極的に努め管理にあたっている。指定管理者として優良に評価でき、引き続き適切な管理運営に取り組まれない。